

奈良県肝炎検査受診率向上事業仕様書

1 委託業務の名称

奈良県肝炎検査受診率向上事業

2 業務目的

かかりつけ患者等に対して肝炎ウイルス検査の受検を広く勧奨し、検査結果に基づき適切な医療機関への受診及び治療につなげることにより、県民が自身の健康状態を正しく認識し、肝炎の重症化を防止するとともに、適切な時期に適切な治療を受けられる体制の構築を図ることを目的とする。

3 この契約の事項は次のとおりとする。

(1) 委託業務の内容

① 対象者

医療機関（奈良市除く）において、B型・C型肝炎ウイルス検査を希望する奈良県在住の者（奈良市在住の者を除く。）

ただし、過去に本検査を受けたことがある者、医療保険各法その他の法令に基づく保健事業等のサービスを受ける際に、合わせて当該肝炎ウイルス検査に相当する検査を受けた者又は当該検査を受けることを予定している者若しくは健康増進事業の対象者については除くものとするが、結果的に受けられなかった者又は再検査の必要性のある者については、この限りではない。

この事業による肝炎ウイルス検査の受検を希望する者は、検査内容が県に提出され、県の肝炎対策に活用されることに同意するものとする。

② 実施機関

検査を実施する検査機関は、県が委託する医療機関（以下「受託医療機関」という。）とする。

③ 検査の実施方法等

[1] 検査の勧奨

事前に受託医療機関に奈良県肝炎ウイルス検査受診票（以下「受診票」という。）（別記様式1～4）を配布し、医師等から肝炎ウイルス検査の受検をすすめ、希望する者（以下「受検希望者」という。）に検査を実施する。受託医療機関は、受検希望者が①の要件に該当するか確認するものとする。

[2] 問診

受託医療機関は受検希望者が対象者であることを確認するために、住所を証明する書類（運転免許証、住民票等）の提示を求めるとともに、受検希望者に対し、「受診票」により問診を行う。

[3] 検査

1) HBs抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いることとする。

2) HCV抗体検査

HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群及び低力価群に適切に分類することのできるHCV抗体測定系を用いることとする。

3) HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により中力価及び低力価とされた検体に対して行うこととする。

[4] 検査結果の判定（別紙参照）

1) HBs 抗原検査

凝集法等を用いて、HBs 抗原の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定する。

ただし、HBs 抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意する。

2) HCV 抗体検査

ア HCV 抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定する。

イ HCV 抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV 核酸増幅検査を行うこととする。

ウ 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定する。

3) HCV 核酸増幅検査

HCV 抗体検査により、中力価及び低力価とされた検体に対して、核酸増幅検査を行い、HCV-RNA の検出を行い、検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定し、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定する。

なお、いずれの検査についても、その結果の判定に当たっては、検査に携わる医師によって行われるものであることとする。

[5] 指導区分

HBs 抗原検査において「陽性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者については、肝疾患に関する専門医療機関、日本肝臓学会肝臓専門医または日本消化器病学会専門医への受診を勧奨するとともに、居住地を管轄する保健所から後日連絡が入る旨を説明する。

HBs 抗原検査において「陰性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された者については、検査結果と検査日を記録しておくことを勧奨する。

[6] 検査結果の告知

検査を実施した受託医療機関は、検査結果を受診票（別記様式4）により受検者に告知するとともに、受診票（別記様式2）に請求書（別記様式5）を添付して翌月10日までに県に報告するものとする。ただし、3月に実施した検査については、同月31日までに報告するものとする。

受託医療機関は、受診票（別記様式3）を控えとして保存するものとする。

[7] 検査費用

この事業による検査費用は全額県が負担し、委託契約に基づき、県が受託医療機関に支払うものとする。HCV 核酸増幅検査を実施した場合は、別途実施件数に応じて請求できるものとする。受検者に対し費用負担は認めない。

④ 関係資料の保存

この事業に係る受検者に係る関係資料は、受託医療機関及び県において、5年間保存する。

(2) 委託料

検査内容は(1)③[3]のとおりとし、検査費用は次のとおり。

①基本検査費用

(再診料、採血料、検査診断料、HBs抗原検査費、HCV抗体の検出(定量)検査費)
6,500円(消費税及び地方消費税を含む。)

②追加検査費用

(HCV核酸増幅検査費)

HCV抗体(定量)検査の結果、「中力価及び低力価」の場合には、更にHCV核酸増幅検査を実施する。

5,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(3)委託期間

令和7年10月1日(水)から令和8年3月31日(火)まで

- 4 県は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を受託医療機関に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。
- 5 県は、この委託契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、県と受託医療機関が協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 6 県は、受託医療機関が次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
- (1)受託医療機関の責めに帰すべき事由により、この契約を履行する見込がないと明らかに認められるとき。
 - (2)受託医療機関が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (3)受託医療機関が正当な理由なくしてこの契約の内容に違反したとき。
 - (4)① 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
② 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(⑥に該当する場合を除く。)において、県が受託医療機関に対して当該契約の解除を求め、受託医療機関がこれに従わなかったとき。
⑧ 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

- 7 県は、受託医療機関が正当な理由なくしてこの仕様の内容に違反したときは、この契約を解除することができる。
- 8 (1) 受託医療機関は、5の規定により契約を解除されたときは、違約金を県に支払うものとする。違約金の額は県と受託医療機関で協議の上定めるものとする。
(2) (1)の規定は、6の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。
- 9 受託医療機関は、この契約によって生じる権利または義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得たときは、この限りでない。
- 10 (1) 受託医療機関は、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部業務について実施上必要があり、書面により承諾を得た場合はこの限りではない。
(2) (1)の規定にかかわらず、受託医療機関において検査を実施する体制が整備されていない場合に限り、検査業務を外部へ再委託することができるものとし、この場合は県の承諾を要しない。
(3) 受託医療機関が再委託を行った場合は、第三者の行為について県に対して全ての責任を負うものとする。
- 11 (1) 受託医療機関は、この契約の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
(2) 受託医療機関は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- 12 奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号）にのっとり、別紙「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を理解した上で受注すること。
- 13 この契約事項に定めのない事項又はこの契約事項について疑義が生じたときは、県と受託医療機関で協議の上これを定める。

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由

により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注1 「甲」は「県」を、「乙」は「受託医療機関」をいう。